

■ 都市再開発の方針

本方針においては、計画的な再開発が必要な市街地（都市再開発法第2条の3第1項第1号に規定する区域）、再開発促進地区（同法第2条の3第1項第2号又は同条第2項に規定する地区）及び「課題地域」を定めます。

○ 地区等の考え方

名称	地区の概念	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地（*1） （都市再開発法第2条の3第1項第1号又は同条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> 当該都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図るうえで、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域 既に一定の密度の土地利用がなされているものうち、都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域 個性的、魅力的な都市空間の保全・修復・形成等を図ることを通じて、都市環境の向上を図るべき一体の市街地の区域 その他特に都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため再開発を行うべき区域を含む一体の市街地 （都市計画運用指針） 	<ul style="list-style-type: none"> 概ねの位置 再開発の目標 土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針等
特に整備課題の集中が見られる地域（*2） （課題地域）	計画的な再開発が必要な市街地のうち、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足等整備課題が集中している地域	<ul style="list-style-type: none"> 概ねの位置
再開発促進地区(*1) 〔2号地区〕 〔2項地区〕 （都市再開発法第2条の3第1項第2号、第2項）	計画的な再開発が必要な市街地のうち、面的整備事業や都市施設を一体的かつ総合的に実施し、再開発を促進すべき地区 （事業実施の具体性があるもの）	<ul style="list-style-type: none"> 区域 整備又は開発の計画の概要等 概ね5年以内に実施予定の事業 概ね5年以内に決定(変更)予定の都市計画

*1 法律で規定

*2 県が独自で定める事項